

# 中国の関税自主権回復問題と二十世紀イギリス外交 (一)

— 二月メモランダムをめぐる政治過程 一九二五—一九二八年 —

阿曾沼 春 菜

## 目 次

はじめに

第一章 北京関税特別会議の背景

第一節 中国の関税問題の起源

第二節 第一次世界大戦後の帝国独立運動とイギリス

第三節 中国ナショナルリズムとイギリス (以上、本号)

第二章 北京関税特別会議の開催

第一節 国際協調の限界

第二節 二月メモランダムの作成

第三章 二月メモランダム以後のイギリスの政策

第一節 対ソ戦略と帝国防衛

第二節 国民政府の政府承認と英中関税条約の締結

おわりに

## はじめに

未曾有の大惨事をもたらした第一次世界大戦のさなかに、二十世紀の国際秩序を形成していくことになる数々の思想や運動が産声をあげた。そうした新たな潮流の一つに民族独立運動があり、これは世界地図を大きく塗り替えていく原

動力となった。この運動は大戦末期にかけて激しさを増し、大戦後の中央ヨーロッパにおいては多数の国民国家の成立を促し、中東においては民族意識の覚醒をもたらした。自前の国家を持たなかった諸民族が自らの主権国家を求めていくナシヨナリズムの要求は、期を同じくして登場したソヴィエト連邦の唱導する反帝国主義運動とあいまって、やがて数多くの植民地独立運動を引き起こすことになるのである。

第一次世界大戦の後にナシヨナリズムが燃え広がるこうした様子は、もちろん東アジアでも確認された。「眠れる獅子」から植民地争奪戦を繰り広げる列強の餌食と化していた中国でも、不平等条約を廃棄し、国民の意思に基づいた完全な主権国家として、列強と対等の地位を確保しようとする運動が高揚した。しかしながら主権回復運動は、地に落ちた中国の地位を今一度引き上げんとするその意図とは裏腹に、かえって中国の立場を脆弱にしていくことになった。それというのも、主権回復要求運動の高まりは、政治的正統性を主張する複数の政治勢力による権力闘争の激化を招いてしまい、これが中華民国政府（以下、他勢力と区別するため北京中央政府と呼ぶ）の権威失墜とそれに伴う中国国内の混乱を引き起こし、列強の中国政府に対する信頼を失墜させることになったからである。

中国における不平等条約撤廃要求は政府の手を離れ、ボイコットやストライキ、さらには租界の強制回収など急進的な形をとるようになった。この結果、中国人と居留外国人および各国軍隊との間で衝突が頻発し、多くの流血事件が発生した。これらの惨事を目の当たりにして、関係諸国は等しく対応を迫られたが、十九世紀以来中国で卓越した地位を誇ってきたイギリスは、その優越性ゆえに中国のナシヨナリズム運動の矢面に立たされ、問題は一層切実であった。しかも列強の足並みが揃わず、単独で反英ナシヨナリズムを慰撫する方途を見出さなくてはならなかった。そうした状況で、イギリスがまず取り組んだのが中国の関税自主権回復要求問題である。

関税自主権の回復は、中国が十九世紀末以来目指していた課題であり、第一次世界大戦後は、ワシントン会議の討議の結果、特別会議を開催して問題の解決が図られることになっていった。しかし一九二五年一〇月に開幕した北京関税特

別会議は、列強の意見調整が難航する中、中国の政治的混乱によって成果をあげることができないまま、翌年、休会の憂き目を見た。反英ナシヨナリズムへの対応を迫られていたイギリスは、その年のおわりに、単独で中国の関税自主権回復を承認するよう関係国に呼びかける声明、いわゆる「一二月メモランダム」を発表し、対中外交の刷新を図った。これによりイギリスは、一時は国民革命軍の激しい攻撃に晒されたものの、一九二八年末には中国の関税自主権を回復する英中関税条約の締結にこぎつけ、英中関係の改善に成功した。一二月メモランダムを挟む数年間がイギリスの中国政策の画期とされるゆえんはここに<sup>(1)</sup>ある。

ところで、イギリスの中国政策の分水嶺とされる一二月メモランダムをめぐっては、長期的評価と短期的評価が異なる。長期的には、同メモランダムがイギリスの中国政策の基本方針となり、英中関係の改善に寄与したとする評価がある<sup>(2)</sup>。一方で、メモランダムは段階的な主権回復に応じる用意があることを表明したに過ぎず、即座に英中関係は好転しなかつたと指摘されている<sup>(3)</sup>。実際、一二月メモランダム発表以降も、英国租界の強制回収という事態を受けてイギリスが遠征軍の派遣を決定するなど、中英関係の緊張は継続し、その効果は限定的であつた。しかし同時にイギリスの政策決定者が、後になって、一二月メモランダムを「イギリスの中国政策の転換点」と自負する<sup>(4)</sup>のも事実である。この評価のずれから考えられるのは、もともと限定的な目的のために起草されたメモランダムが、多様な政策意図を盛り込むことのできる広がり<sup>(5)</sup>を有していたということである。そのため、メモランダムが当初の政策目標を十全に達成できなかったとしても、そこで示された中国に対する理解の姿勢がその後の対中関係の改善をすすめる上で役に立った。ではそもそも誰がどのような経緯で一二月メモランダムを作成したのだろうか。そしてその後、誰が中国政策形成の主導権を握り、いかなる形でメモランダムを援用したのであるうか。本稿は、一九二五年の北京関税特別会議に始まり、一二月メモランダムを経て、一九二八年の中英関税条約で終わる四年間のイギリスの中国政策決定過程を検討する。関税問題を中心に、政策決定に関与したアクター（内閣、外務省上層部、外務省極東局、駐華英国公使館）が抱いていた異なる問題意識を

腑分けし、それが実際の政策形成にいかなる影響を与えたのかを把握するのが目的である。<sup>(5)</sup> これまで中国政策形成にあたっては外務省極東局と駐華公使館との間の意見対立が指摘されてきたが、<sup>(6)</sup> 両者の関係を外務省上層部や内閣など、より広い政策形成の構図の中に位置づける試みはなされてこなかった。しかし、一九二七年初頭に中国問題が、閣議で討議されるほどの緊急課題となったことを考慮すると、より上位の政策決定者の問題意識を調べることは重要である。一月二月メモランダムをめぐるイギリスの政策形成過程を検討することによって、十九世紀の覇者イギリスが第一次世界大戦後の国際環境の変化にいかに対応せんとしたかを明らかにすることができるだろう。

- (1) 一九二〇年代イギリスの東アジア政策については近年研究が進んでおり、代表的なものとして、後藤春美『上海をめぐる日英関係 一九二五—一九三三年——日英同盟後の協調と対抗——』(東京大学出版会、二〇〇六年)、Harumi Goto-Shibata, *Japan and Britain in Shanghai 1925-31* (Basingstoke: Macmillan press, 1995); Edmund S. K. Fung, *The diplomacy of imperial retreat: Britain's south china policy, 1924-1931* (Hong Kong: Oxford University Press, 1991); W. R. Louis, *British strategy in the Far East 1919-1939* (Oxford: Clarendon Press, 1971) が挙げられる。また、一九二〇年代の東アジアに「ごうべ」新たな国際秩序の模索と「ごう」画期的な観点から把握した古典的研究として、Akira Irye, *After imperialism: the search for a new order in the Far East* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1965) がある。最近では、東アジア国際政治史の側面からの研究として、服部龍一『東アジア国際環境の変動と日本外交 一九一八—一九三二』(有斐閣、二〇〇一年) がある。北京関税会議と二月メモランダムについては、河合秀和「北伐へのイギリスの対応——クリスマス・メッセージを中心として——」(細谷千博・斉藤真編『ワシントン体制と日米関係』東京大学出版会、一九七八年所収)を嚆矢として、以下の研究がある。岡本隆司「関税特別会議とイギリス対中外交」『京都府立大学学術報告』五七(二〇〇五年二月)、宮田昌明「北京関税特別会議とワシントン条約後の東アジア秩序の変容——イギリスの外交・帝国政策と日本——」『史林』八九(二)(二〇〇六年三月)、古瀬啓之「英国と東アジア——一九二〇年代の東アジア政策の展開を中心に——」(伊藤之雄・川田松編『二〇世紀日本と東アジアの形成』ミネルヴァ書房、二〇〇七年所収)、同右「オースティン・チェンバレンと」『十二月寛書』(一)(二)『政治経済史学』四八三、四八四号(二〇〇六年一月、二月)、小瀬一「中国海関と北京関税会議」『東洋史研究』五六(二)(一九九七年)。日本外交史研究の側面から北京関税会議を取りあげているのは、西田敏宏「東アジア国際秩序と幣原外交——一九二四—一九二七年——」(一)(二)『元』『法学論叢』一四七巻二号、一四九巻一号(二〇〇〇年五月、二〇〇一年四月)である。

(2) 古瀬「英国と東アジア」九七頁。

(3) 後藤『上海をめぐる日英関係』九八頁。

- (4) Austen Chamberlain paper, Birmingham University Library, Birmingham (hereafter AC), AC 55/303, A. Chamberlain to Lamson, 12 Feb. 1929.
- (5) 一九二〇年代のイギリスの対外政策決定者の政策的傾向については「英米主義」「帝国孤立主義」「世界のリーダーシップ（ヨーロッパ主義）」の古典的な分類が広く知られている。D. C. Watt, "United State documentary resources for the study of British foreign policy, 1919-1939", in D. C. Watt, *Personalities and policies: study in the formulation of British foreign policy in the twentieth century* (Westport, Conn.: Greenwood Press, 1975); B. J. C. Mckercher, "The deep and latent distrust": The British official mind and the United States, 1919-1929", in B. J. C. Mckercher ed., *Anglo-American relations in the 1920s: The struggle for supremacy* (London: Macmillan, 1991). これは政策エリートをもとの関係でみた場合の類型であるのに対し、本稿はタタの関係に注目し、異なるレベルのアクターの問題意識が対外政策方針の策定にどのように反映されたかを検討する。
- (6) Fung, *The diplomacy of imperial retreat*, pp. 70-80.

## 第一章 北京関税特別会議の背景

### 第一節 中国の関税問題の起源

中国が関税自主権を制限された経緯は十九世紀半ばまで遡る。第一次アヘン戦争後の一八四二年、清朝中国はイギリスと南京条約を締結して自国の開放に同意した。同条約により香港の割譲のほか、領事の駐在、上海をはじめとする五港の開港、公行（広州で外国船との貿易の独占権を与えられた商人のギルド）の貿易独占の廃止などが取決められた。翌年の追加条約で、中国は従価5%を原則とする協定関税の導入、領事裁判権、無条件の一方的最恵国待遇、開港場への軍艦停泊権を受け入れた。イギリスは関税自主権の制限と低率の協定関税の設定によって、東アジアに自由貿易秩序を打ち立てようとしたのであった。この協定関税は、関税率の改訂に際して、中国がイギリスの承認を必要とするのに対し、イギリスは同様の義務を免れる点で中国に不利な取極めであった。片務的な協定関税は、主権の制限という政治的側面

だけでなく、関税率を引き上げて増収を図る財政政策を単独でとることができないことから、経済政策面でも大いに問題があった。一八四四年には英中条約に倣って、アメリカ、スウェーデン、ノルウェー、ベルギーが中国と同様の条約を締結した。さらにアロー戦争後の一八五八年には使節の常駐、条約港の増加や揚子江の開放などを定める英中天津条約が締結され、アメリカ、ロシア、フランスの各国と結ばれた同名の条約とあわせて、中国と列強の関係は包括的な不平等条約体制によって規律されることになった。

一九〇二年、清朝政府は天津条約改正を提起し、中央財政の強化のため、協定関税率の引き上げを要求した。<sup>(8)</sup> 対するイギリスは、釐金問題の解決や内河航行権の拡大などを条件に、輸入税の一〇％程度の引き上げを容認する用意があった。釐金とは流通商品への内国関税であり、一八五三年の太平天国鎮圧の経費を捻出するために創出された。本来は臨時関税であったが、課税の簡便さと財政事情の悪化により廃止されることなく、地方政府の重要な収入源として存続していた。イギリスは天津条約締結時に海関に通過税(従価二五％の子口半税)を納入することにより自国輸出品への釐金の免除を規定していた。しかしこの規定は実際には効力がなく、通行税を支払った商品についてもしばしば釐金課税が行われた。従って、自由貿易の促進を目指すイギリスにとっては、釐金問題の解決は長年の課題であり、そのためには関税率の引き上げもやむを得ないと判断したのである。一九〇二年九月七日に調印された新英中通商条約(マッケイ条約)では、釐金を部分的に廃止し、輸入税を従価七・五％、輸出税を一一・五％まで引きあげることが規定された。翌年に中国が日・米・ポルトガル各国と締結した条約においても、関税率の引き上げが合意された。しかし、関税率引き上げの実施には停止条件条項が付されており、ドイツなどが条約改正に応じなかったため、関税率の引き上げは実現することはなかった。清朝政府は一九〇六年に税務処を設置して、制度上海関をその管理下に置き、その後も列強に対し、関税引上げ問題を提起した。しかし、条約改正交渉は滞り、清朝政府は地方政府を統制する有効な財政上の手立てを見つけられないまま、一九一一年一〇月の武昌での蜂起に端を発した辛亥革命によって、翌年二月、その崩壊を迎えた。

清朝なき後、中国では孫文臨時大總統を経て、袁世凱が大總統に選出され、中華民國臨時政府が組織された。一九一五年、袁世凱は共和制を廃し、皇帝就任を断行しようとしたが、列強の一致した承認が得られない中、その権力基盤が弱体化し、翌年四月に安徽派軍閥の段祺瑞政府が成立した。帝政への移行構想は六月の袁世凱の死により葬り去られた。イギリスは、駐華公使ジョーダン (Sir John Jordan) に代表されるように、袁世凱の強いリーダーシップによる中国の統一と安定に期待を寄せていたので、彼の失脚と死去に少なからず落胆した<sup>(9)</sup>。新たに成立した段祺瑞政府は他の軍閥の挑戦に晒され、政権基盤が磐石ではなく、イギリスの望む「統一した中国」には程遠い状態であった。

清朝から中華民国への移行期に、関税問題はほとんど進展を見せず、関税率の本格的な見直しが行われるのは第一次大戦後であった。パリ講和条約が成立し、ヨーロッパの再建問題が一段落した頃、アメリカによって提起されたワシントン会議がその討議の場であった。

ワシントン会議は、東アジア秩序の再編と安定を目指す包括的な会議であった<sup>(11)</sup>と言えよう。第一次世界大戦の結果、東アジアのパワー・バランスは著しく変化していた。敗戦国ドイツ、オーストリアは中国権益を放棄し、革命を経て成立したソ連は資本主義列強の一員に留まろうとはしなかった。フランスとイギリスには戦争債務が重くのしかかり、東アジアに関与する主要列強のうち、大きな損害なしに大戦をくぐり抜けたのはアメリカと日本だけであった。イギリスの視点に立てば、同会議は日英米関係の再編の場と見ることもできた。イギリスは、主力艦・航空母艦の保有総トン数比率について英米のパリティを実現し、主力艦の建造を一〇年間停止することでアメリカの潜在的脅威を抑え(五カ国条約)、およそ二〇年続いた日英同盟を日英米仏四カ国の一般的な条約関係に移し変えることにより、英米関係の改善とアメリカの東アジアへの関与を引き出そうとした(四カ国条約)。これら五カ国条約、四カ国条約に比べると、中国問題へのイギリスの取り組みは消極的なものにとどまった。当時は中国ナショナリズムの脅威はまだ認識されておらず、イギリスは中国における既得権益を温存したまま、関係国の相互協議によって中国の安定を図ることが可能だと考えて

いたのである。

中国問題については、中国の主権・領土保全の尊重、機会均等と門戸開放主義原則を確認する「中国に関する九カ国条約」が一九二二年二月六日に締結され、関係国が中国問題の解決に協力することが定められた。その第一歩として、同じ日に締結された「中国の関税に関する条約」(以下、ワシントン関税条約と記す)は、中国の財政再建を目的に、関税率を速やかに実質五%に改定すること、特別会議を条約実施後三ヶ月以内に開催し、その特別会議で、二・五%、あるいは奢侈品については五%の付加税の実施や釐金問題を討議することを定めた。<sup>(12)</sup>ただし、関税自主権の回復については言及されていない。つまり、ワシントン会議の段階では、関係諸国は中国の協定関税率の増徴を認め、中国の財政再建に協力的な姿勢を示す一方で、関税自主権の回復など、主権の制限の見直しについては、中国の近代化の進展状況に応じて漸次認めていくことで一致していたのである。しかし速やかな開催が予定されていた関税特別会議が、フランスの批准拒否によって延期されるといふ事態からも分かるように、中国の財政再建の第一歩ですら、容易に踏み出すことができない状況が続くことになるのであった。

## 第二節 第一次世界大戦後の帝国独立運動とイギリス

第一次世界大戦の結果、欧米列強を頂点に頂く階層的な国際秩序の正当性が揺らぎ、民族に基礎づけられた主権概念が登場した。それはウィルソン(Woodrow Wilson)米大統領がレーニンの宣言に対抗して戦時中の一九一八年一月に発表した、秘密外交の廃止、民族自決権の承認、国際連盟の設立などから成る「一四ヶ条」の戦後構想から多くの影響を受けていた。では、イギリスはナシヨナリズムという新しい潮流に対して、どのような態度をとっていたのか。イギリスにおいても同じ頃、戦争の長期化により国内で厭戦気分が広がる中で戦争目的を明確にし、戦後秩序を模索する動きが見られた。ロイド＝ジョージ(David Lloyd George)首相は一月五日、労働組合の集会で初めて戦争目的を明確に



する演説を行つた。<sup>(13)</sup> 彼は、ドイツを「仮借なく叩く (knock out blow)」強硬な戦争方針を取り下げ、ベルギーの独立回復と賠償、フランスの失地回復要求の支持、オーストリア・ハンガリー帝国の諸民族への民主的原则による自治の付与、国際紛争解決手段としての国際組織の設立を主張した。このようにイギリスの戦後構想にもウイルソンの戦後構想と類似する要素が見出すことができよう。しかし民族自治主義やナシヨナリズムをどの程度認めるかについて、戦争末期のイギリス政府内に合意は存在しなかった。そもそもロイド・ジョージの意図は国民の士気高揚にあり、その演説が必ずしも彼の真意を反映していたわけではない。そのため、イギリスは大戦後、帝国内部で高まる自治・独立要求に接して、戸惑いの中で帝国の再編を行わざるを得なかった。

多大な犠牲を払ってイギリスの戦争勝利に貢献したドミニオン諸国は、戦後、イギリス本国の対外政策に自動的に拘束されることに辟易し、独自の対外政策を追求する動きを見せるようになった。<sup>(14)</sup> カナダのマッケンジー・キング (William Lyon Mackenzie King) 首相は一九二二年のチャナク危機の際、本国の派兵要請に消極的な対応をとり、翌年三月にはアメリカと単独で大ひらめ漁獲制限条約に調印した。これはドミニオンが本国と協議を行うことなく外国と条約に調印した最初の例であった。また、一九二二年の帝国会議で帝国内自由貿易を求めるイギリスに対し、ドミニオン諸国がこれを拒むなど、イギリスとドミニオンの経済利害の対立も顕わとなっていた。スマッツ (Jan Christian Smuts) 南アフリカ首相らから帝国内でのドミニオンの地位の明確化が要求された結果、一九二三年の帝国会議は、帝国会議の結論に拘束力がないこと、イギリスが締結した諸条約についてドミニオンは参加の意思を表明しない限り条約に拘束されないことを確認した。さらに一九二六年の帝国会議では、ドミニオンがコモンウェルスのメンバーとしてイギリスと対等な関係にあることが宣言され、ドミニオンは独立した対外政策を遂行する権利を獲得した。これを受けて翌年、カナダ政府は初めて独自にアメリカと常設外交使節の交換を行つた。

さらに、帝国各地で起きた独立運動や自治要求はイギリスに帝国政策の再考を促した。<sup>(15)</sup> 長年にわたり激しい独立運動

を展開したアイルランドが自治を付与されたのもこの頃である。一九二二年、イギリスは北部六州を残して「アイルランド自由国」としてアイルランドにドミニオンの地位を認めた。アジア・アフリカの植民地・半植民地では、ウィルソンの提唱する民族自決権に刺激されナショナリズム運動が高揚した。<sup>(16)</sup>「インドへの道」の戦略的要衝である中東地域においては、トルコにおけるムスタファ・ケマルによる祖国解放戦争、エジプトのワフド運動、メソポタミアの部族反乱が立て続けに起きた。<sup>(17)</sup>対応策として、イギリスは一九二二年、軍事クーデターを機にベルシャからの全面撤退を決定し、エジプトの保護国制の廃棄と条件付きの独立を承認する用意があることを発表した。イギリスは、自ら選んだ現地の統治者に政府を組織させ、条約に基づく統制を行うことを目指した。統治者に国内の統治責任と、条約に明記された権益の保全責任を負わせ、その協力の対価として、主権の承認、統治権限の移譲技術支援や軍事、経済援助を留意した。しかし独立の承認宣言の幾つかは可能性を表明したに過ぎず、イギリスは軍隊の駐留継続などの条件が整うまでは実際に独立を承認するつもりはなかった。

このように、イギリスは第一次世界大戦後、世界各地でその影響力の侵食に直面したが、自国が死活的利益を有する地域からは撤退する意思は持つておらず、効果的な対応をとれば帝国の一体性の維持は可能だと信じていた。そうしたイギリスにとつて、五・三〇事件を契機とする中国でのナショナリズムの高揚は、民族運動への対応を問い直すものであった。

### 第三節 中国ナショナリズムとイギリス

一九二五年五月一日、上海の日本資本の在華紡での労働争議のさなか生じた衝突で中国人労働者が一人死亡した。<sup>(18)</sup>五月三〇日、中国人は犠牲者の追悼集会を開き、補償と日貨排斥を求めた。デモをする群衆が租界警察署へと接近する中で発砲事件が起き、少なくとも四人の死者と九人の負傷者が出た。六月一日には再び群衆と警察の衝突があり、上海

共同租界参事会は共同租界に戒嚴令を施行し、翌日には米日伊の陸戦隊が、三日には英兵大隊が香港から到着した。この流血事件後、上海では紡績工場労働者、港湾労働者のストが次々と起き、さらに中国各地にデモやストライキが広がった。中国南部では、少なくとも五三名の死者を出した広州沙面の外国租界での発砲事件をきっかけに、国民政府のあった広州を中心にストライキや反英ボイコットが始まった。

こうした事態を受けて、六月二四日、北京中央政府外交部は各国駐在公使宛てに不平等条約改正を駐在国政府に提起する指令を送付し、北京の外交団に対しては五・三〇事件で逮捕された中国人の釈放や謝罪、補償を要求した。<sup>(20)</sup> ストライキやボイコットは、労働者による賃上げ要求や不当解雇の抗議などを目的としたものもあり、必ずしもナショナリズムを動機としていなかったものの、これを利用し、中国に不利な条約上の取極めを撤廃しようとする考え方は北京中央政府にも、広州の国民政府や中国共産党にもみられた。広州国民政府は、段祺瑞政府が臨時約法と国会の再開を拒否し、新たに臨時参議院を開催しようとしたことに反発した人々によって広州で樹立された政府である。一九一七年八月二五日に彼らは国会非常会議を召集し、軍政府組織大綱を採択し、九月一日には孫文を大元帥に選出した。<sup>(21)</sup> 国民政府は、ナショナリズム運動を糾合し、諸外国から条約上の譲歩を引き出すことが同政府の正当性の根拠になることから、広州—香港間貿易のボイコットを支援するなど、積極的に運動に関与した。広州—香港間貿易のボイコットは、このとき以降イギリス貿易に大きな損害をもたらすことになる。

頻発するデモやストライキについては、その原因としてソ連の支援が当初から指摘されていた。革命により誕生したボルシェビキ政権は、帝政ロシアの利権を中国に無条件で返還する旨のカラハン宣言を一九一九年、一九二〇年と二度にわたって発表し、独自の外交を展開していた。ソ連は帝政ロシアの保有していた東清鉄道権益を留保するなど、実際の政策には現状維持的傾向が認められたが、革命外交を掲げることによって他の列強と一線を画していた。一九二四年には北京政府がソ連と国交を樹立し、国民党と中国共産主義者がソ連の支援の下に同盟を形成し、不平等条約改正を旗

印にその勢力を拡大していくことを目指しており、ソ連は中国への影響力を強めていた。

しかし中国情勢に明るい外国人は、中国のナショナリズム運動に安易にボルシェビズムの影響を見出すことを控えていた。海関の総稅務司アグレン (Sir Francis A. Aglen) は騒乱の原因はソ連の活動ではなく、外国の特権廢止を要求する純粹に国民的な運動であるとの見方を披瀝し、イギリス外務省も基本的にこれを支持していた。<sup>(22)</sup> アグレンは、秩序回復に關係国が断固とした態度をとることは必要だとしても、騒乱の收拾後に不平等条約改正のための會議を開催し、列強は大幅な讓歩を行うべきだと主張した。彼は治外法権の適用範圍の条約港への限定、一八九八年に設定された内地部の租界の返還、無条件の関稅率を引き上げ、無担保債權の整理などを提案し、中国のナショナリズム運動による混乱の根本的解決には条約改正問題への取り組みが欠かせないと訴えた。

中国のナショナリズム運動にいち早く理解を示したのはアメリカであった。その年三月に國務長官に就任したケロツグ (Frank B. Kellogg) は、前任者ヒューズ (Charles Evans Hughes) に比べ、列強協調よりも中国との友好關係の構築に意欲的であった。こうしたアメリカの変化をうけて、北京中央政府も積極的にアメリカの理解を獲得しようと試みた。沈瑞麟外交總長は施肇基本駐米公使を通じて、列強の利己的な政策と一線を画し、中国の条約改正要求を支援するようケロツグに訴えている。<sup>(23)</sup> それに対し、ケロツグは中国の条約改正提案に柔軟な対応をとる用意があると返答した。これはマクマリー (John Van Antwerp MacMurray) 駐華米国公使が、北京に着任する直前に、条約改正の成立までは武力行使を行つても現行条約を遵守すべきと主張したのとは対照的であった。<sup>(24)</sup> イギリス外務省が入手したケロツグの駐華公使宛ての訓令には、中国に諸外国の權利と利益を保護する能力がある場合には、アメリカは現行条約の修正を検討する用意があると表明すること、北京外交団に關稅特別會議の開催と治外法権問題の調査団派遣を提起することが示されていた。<sup>(25)</sup> イギリスは秩序回復と排外運動の鎮圧がなければ、不平等条約改正を議論する余地はないとの立場をとっていたので、現時点で列強が治外法権撤廢の用意があると明言するのは賢明ではないと感じていた。そこでアメリカに対して

「差し当たり関税特別会議に集中し、治外法権問題は今のところ前面に出すべきではない」として、そうした方針に沿った列強の共同回答を発表することを働きかけた。<sup>(26)</sup> イギリスの提案に対し、七月二日グルー (Joseph Clark Grew) 米國務省事務次官は、ケロッグとクーリッジ (Calvin Coolidge) 大統領と協議した結果、イギリス提案を退け、治外法権問題の調査団派遣に引き続き意欲を示した。<sup>(27)</sup> イギリス外務省極東局は、アメリカが利他的に振る舞うことで利益を得ようとしていると不快感を隠さなかった。結局、列強による共同声明は、アメリカのほか、日本やイタリアの修正要求を考慮して、関税会議と治外法権委員会に代表を派遣するという内容に落ち着き、九月四日にそれぞれの政府によって発表されることになった。

中国の条約改正要求に関して英米両国の方針が分かれる状況で、日本の幣原外相は列強協調を重視し、中国で特別の利害関係を有する安定した東アジアの国際秩序形成に中心的役割を果たすべきだと考えていた。<sup>(28)</sup> 五・三〇事件の解決についても幣原は日英を離反させるような中国の動きに注意を喚起している。しかし結果的に日本は五・三〇事件の交渉を八月一日に単独で中国側と決着させ、協力行動を望んだイギリスを失望させることになった。

こうして、イギリスは国際協調の限界を感じ取ることになった。アメリカはいち早く親中姿勢を打ち出しており、日本はイギリスのように排外運動の攻撃対象となることを怖れて及び腰であった。そうした中、一九二五年七月七日、フランスの批准によりワシントン条約がようやく発効する運びとなった。関税特別会議では、関税問題の討議だけでなく、ナショナリズムの高揚を背景に中国問題の包括的な討議が予想された。北京中央政府は来る関税会議を中国の主権回復の第一段階と位置づけ、意欲に燃えていた。会議は列強の協調体制に楔を打ち込み、主権回復をもぎとる契機となるだろう。しかし、中国の主権回復要求運動の高まりは権力闘争を激化させる事態となり、北京中央政府をなぎ倒し、中国情勢の更なる流動化を招くことになるのである。

(7) 中国の不平等条約体制については、坂野正高『近代中国政治外交史』(東京大学出版会、一九七三年)第五一七章、John Fairbank, "The crea-

- tion of the treaty system', in Dennis Twitchett and John Fairbank, *The Cambridge History of China: vol.10 Late Ch'ing, 1800-1911 part I* (Cambridge: Cambridge University Press, 1978), pp.213-63. G. W. Keeton, *The development of extraterritoriality in China* (2 Vols., London: Longmans, 1928); Tsung-Yu Sze, *China and the most-favoured-nation clause* (New York: Fleming H. Renell Co., 1925).
- (8) 飯島渉「裁釐加税問題と清末中国財政——一九〇二年中英マッケーイ条約交渉の歴史的位置——」『史学雑誌』一〇二巻一—二号(一九九三年一月)、同右「一九〇三年中日改訂通商条約の締結について——マッケーイ条約体制と中国——」『人文研究 大阪市立大学文学部』四四巻一二分冊(一九九二年)を参照。
- (9) Chan Lau Kit-Ching, *Anglo-Chinese diplomacy in the careers of Sir John Jordan and Yuan Shih-Kai* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 1978) ch.5.
- (10) もっとも、暫定的な対応策として、一九一七年九月、中国の第一次大戦参戦の見返りに、義和団事件の賠償金支払いの延期などと並んで、協定税率の実質五%への引き上げが日本を含む連合国の中で合意されている(実施は一九一九年)。中国の協定関税は従価五%であったが、物価の上昇にも関わらず基礎価格が長年にわたり据え置かれていたため、実質的な税率は五%を下回っており、税率の引き上げが必要だったからである。
- (11) コミンタンの会議に「Irye, After imperialism; Erik Goldstein and John Mauer, *The Washington Conference, 1921-22, naval rivalry, East Asian stability and the road to Pearl Harbor* (London: Frank Cass, 1994) を参照。
- (12) 『日本外交年表並主要文書 一八四〇—一九四五年』(原書房、一九六六年)下巻、二二—五頁。
- (13) 全文は *Documents and statements relating to peace proposals and war aims: December 1916- November 1918* (London: George Allen & Unwin, 1919), pp.108-115.
- (14) 第一次世界大戦後のドミニオン諸国の動きとイギリスの帝国再編については、亀井敏「第一次世界大戦とイギリス帝国」(佐々木雄大編著『世界戦争の時代とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、二〇〇六年所収)を参照。
- (15) John Gallagher, 'Nationalisms and the crisis of Empire, 1919-1922', *Modern Asian Studies*, 15-3, 1981, pp.355-368.
- (16) Erez Manela, *The Wilsonian moment: the self-determination and the international origin of anticolonial nationalism* (Oxford: Oxford University Press, 2007) はドミニオン、インド、中国、韓国におけるウィルソン主義の受容過程を検討し、ウィルソン主義が反植民地運動に国際的に影響を与えたと指摘する。
- (17) イギリスの中東政策については、渡辺正志「中東のイギリス帝国」(佐々木編著『世界戦争の時代とイギリス帝国』所収)を参照。
- (18) 五、三〇事件の経緯については、後藤「上海をめぐる日英関係」五六—七九頁が詳しい。
- (19) 一九二五年六月二四日、中国外交部から各国駐在大使「不平等条約改正要請」(台湾中央研究院近代史研究所檔案館、外交檔案〇三一—三一一〇—一)一九二五年六月二五日、駐英華公使館からイギリス外務省「条約改正提案」(駐英使館檔案「条約専巻」一五八—一六〇)(近代史所檔案

館によれば、駐英使館檔案は現在整理中のため、今後文書整理記号の変更が予想される。

- (20) Foreign Office Paper, 'The National Archives (hereafter FO), FO371/10919, F2592/2/10, 25 June 1925 Hsin-Chu to A-Chamberlain.
- (21) 川島真「広東政府論——初期外交からの検討——」(松浦正孝編著『昭和・アジア主義の実像——帝国日本と「南洋」・「南支那」——』ミネルヴァ書房、二〇〇七年所収)。
- (22) FO371/10920, F2694/2/10, Memorandum communicated by Aglen, 30 June 1925.
- (23) 服部『東アジア国際環境の変動』一六一頁。
- (24) ジョン・アントワープ・マクマリー原著、アーサー・ウォルドロン編著『平和はいかに失われたか——大戦前の米中日関係・もう一つの選択肢——』(原書房、一九九七年)三三三頁。
- (25) FO371/10920, F2828/2/10, 3 July 1925, Perkins to FO.
- (26) FO371/10920, F2828/2/10, 5 July 1925, FO to Chilton.
- (27) FO371/10921, F3090/2/10, 12 July 1925, Chilton to FO.
- (28) 西田「東アジア国際秩序と幣原外交(一)」後藤『上海をめぐる日英関係』六六頁、臼井勝美「五・三〇事件と日本」『アジア研究』四卷二号(一九五七年)。